

確定申告 申告の準備は正しく、お早め！

申告の相談が必要な方

- ① 事業所得（自営業・農業）、不動産所得、配当所得、山林所得、譲渡所得、一時所得または雑所得（生命保険契約に基づく個人年金等）のある方
- ② 給与を受けている方で、事業所得がある場合
- ③ 給与を受けている方で年末調整を受けていなかった場合や、医療費控除を受ける場合
- ④ 国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方で、障がい者年金・遺族年金・失業手当等（非課税収入）のみの方

- ① 給与所得のみで、年末調整を受けられた方
- ② 所得税の確定申告書を提出または提出予定の方

③ 農業で販売のない方（自家消費のみの方）

- ④ 公的年金等の収入金額が、400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。
- （注1）所得税の確定申告が必要ない場合であっても、所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

（注2）所得税の確定申告が必要ない場合であっても、扶養控除や医療費控除等を申告し、平成25年度の町県民税に反映するには町県民税の申告が必要です。

申告の相談が不要な方

- ① 確定申告書（税務署から送付されている方のみ）
- ② 印鑑および預金通帳
- ③ 給与所得、年金等の源泉徴収

申告の相談に必要な書類等

- ④ 公的年金等の収入金額が、400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。
- ⑤ 国民年金保険料等の納付済証明書
- ⑥ 一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料の支払証明書
- ⑦ 地震保険料の支払証明書（地震保険、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険）
- ⑧ 医療費の領収書（高額医療、生命保険等の補填金額を差し引いた実支払額が、所得額の5%または10万円を超える方）
- ⑨ 寄付金の領収書（地方公共団体、共同募金会、日本赤十字社、政党等）
- ⑩ 不動産等を譲渡された方は、支払調書または契約書、その他手数料等のわかるもの

- ⑪ その他営業等は収入、支出のわかるもの
- ⑫ 農業所得は「収支計算」方式による、収入、支出のわかる事前に準備をしたもの（営農貯金明細表、農業に要した雇い人費・支払った小作料の領収書、農機・トラック等購入の領収書、車検費用の明細書及び領収書）

- ⑬ 住宅借入金等特別控除（平成24年分新規）を受ける方は、源泉徴収票、住民票の写し、登記簿謄本、契約書、年末の借入残高の証明書、増改築等工事証明書など

昨年と比べて 変わったおもなところ

■ 生命保険料控除の変更

平成24年1月1日以降に締結した生命保険料控除は「介護医療保険料」が新設され、一般生命保険料控除、個人年金生保除除の3種類となり適用限度はそれぞれ4万円で、合計の適用限度額が12万円となりました。

なお、平成23年12月31日以前に締結した生命保険料控除は、一般生命保険料控除と個人年金生命保険料控除の2種類で、適用限度額はそれぞれ5万円です、合計の適用限度額は10万円です。

注意事項

- ※期限内に正しい申告をされないと、無申告加算税、延滞税がかかります。
- ※収入がない方でも申告が必要な場合があります。（所得証明が必要な方など）
- ※期限経過後の所得税の申告は、理由を問わず役場税務課では申告ができません。
- ※還付を受けるための申告は、1月から提出できます。税務

署へ直接郵送することもできます。南部町では、2月13日（法勝寺庁舎、14日（天萬庁舎）に相談をお受けします。

※申告をされていない方で、収入や所得が（特に個人年金、生命保険契約等満期一時金など）判明した時には、町県民税を課税しますのでご注意ください。

【問い合わせ先】

税務課 ☎66-4802